

「損害保険会社の保険計理人の実務基準」

目次

(第1章 総則)

第1条 (実務基準)	1
第2条 (保険計理人の確認業務)	1
第3条 (意見書の取締役会への提出等)	1
第4条 (監査役等との協力)	1
第5条 (実務基準の改定)	1
第6条 (相互会社等における規定の準用等)	1

(第2章 責任準備金に関する確認)

第7条 (確認の目的)	3
第8条 (責任準備金の定義)	3
第9条 (確認の内容)	3
第10条 (確認の手続き)	3

(第3章 契約者配当に関する確認)

第11条 (確認の目的)	5
第12条 (契約者配当の定義)	5
第13条 (確認の内容)	5
第14条 (確認の手続き)	5
第15条 (留意事項)	5

(第4章 財産の状況に関する確認)

第16条 (確認の目的)	6
第17条 (確認の内容)	6
第18条 (事業継続に関する確認の手続き)	6
第19条 (基準年度の翌年度の収支の額)	7
第20条 (事業継続困難となる場合の手続き)	7
第21条 (ソルベンシーに関する確認の手続き)	8
第22条 (留意事項)	10

(第5章 I B N R 備金に関する確認)

第23条 (確認の目的)	11
第24条 (支払備金の定義)	11
第25条 (確認の内容)	11
第26条 (確認の手続き)	11
第27条 (留意事項)	12

(第6章 意見書等の記載事項)

第28条 (総論)	15
第29条 (責任準備金に関する事項)	15
第30条 (契約者配当に関する事項)	16
第31条 (財産の状況に関する事項)	16
第32条 (I B N R 備金に関する事項)	17

(附則)

附則第1条 (適用時期)	17
--------------------	----

公益社団法人 日本アクチュアリー会

平成19年3月19日 制定
平成20年2月27日 改正
平成22年1月28日 改正
平成23年12月22日 改正
平成26年3月3日 改正

(第1章 総則)

項目	実務基準
第1条（実務基準）	<p>1. この実務基準（「損害保険会社の保険計理人の実務基準」をいう。以下同じ。）は、保険業法（以下「法」という。）第120条第1項の規定により損害保険会社において選任された保険計理人が、次条の職務を遂行する場合の実務の標準的な基準を、公益社団法人日本アクチュアリー会が示したものである。</p> <p>2. この実務基準は、平成12年金融監督庁・大蔵省告示第22号に定める基準として、金融庁長官の認定を受けた基準である。</p> <p>3. 保険計理人が必要と判断する場合には、実務基準によらない方法に基づき、職務を遂行することができる。ただし、その場合は、意見書にその旨を記載するとともに、附属報告書において、その方法の正当性等を記載しなければならない。</p>
第2条（保険計理人の確認業務）	保険計理人は、法第121条第1項に規定する項目について確認し、その結果を記載した意見書、およびその確認方法などを記載した附属報告書を作成しなければならない。
第3条（意見書の取締役会への提出等）	<p>1. 保険計理人は、法施行規則（以下「規則」という。）第82条第1項の定めるところにより、計算書類を承認する取締役会に、意見書を提出しなければならない。</p> <p>2. 保険計理人は、法第121条第2項の規定に基づき、前項の意見書を取締役会に提出した後、遅滞なく、その写しを金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>3. 保険計理人は、意見書を取締役会に提出するとき、および意見書の写しを金融庁長官に提出するときは、規則第82条第2項の規定に基づき、附属報告書を添付しなければならない。</p> <p>4. 保険計理人は、監査役（委員会設置会社にあっては、監査委員会の指定した監査委員。以下同じ。）および会計監査人へ監査を受けるべき計算書類が提出された後、意見書および附属報告書の内容が確定した後遅滞なく、監査役および会計監査人に対し、意見書および附属報告書の内容を通知しなければならない。</p>
第4条（監査役等との協力）	保険計理人は、監査役および会計監査人と協力し、双方の職務の遂行のために必要な情報の交換に努めなければならない。
第5条（実務基準の改定）	この実務基準は、法令等の改正、会計基準の改正、保険数理やコンピュータ技術の進歩、保険事業環境の変化などに伴い、隨時、必要に応じて改定を行うものとする。
第6条（相互会社等における規定の準用等）	<p>1. 法第114条、第116条、第117条、第120条および第121条は、同第199条において準用する場合を含む。</p> <p>2. 規則第62条、第71条、第73条および第82条は、同第160条において準用する場合を含む。</p> <p>3. 法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条第2項は、同第4条第5項において準用する場合を含む。</p>

項目	実務基準
	<p>4. 相互会社にあっては、法第114条は同第55条の2と、規則第62条は同第30条の2と読み替える。また、この実務基準中「契約者配当準備金」とあるのは「社員配当準備金」と、「契約者配当」とあるのは「社員に対する剩余金の分配」と、「保険契約者」とあるのは「社員」と読み替える。</p> <p>5. 外国保険会社等にあっては、法第130条は同第202条と、規則第64条は同第146条と、同第70条は同第151条と、同第72条は同第152条と、同第76条は同第155条と、同第79条の2は同第157条の2と、同第80条は同第158条と、同第81条は同第159条と、同第86条は同第161条と、同第87条は同第162条と読み替える。また、この実務基準中「保険計理人」とあるのは「日本における保険計理人」と、「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、「取締役会」とあるのは「日本における代表者」と、「貸借対照表」とあるのは「日本における保険業の貸借対照表」と、「保険業の継続」とあるのは「日本における保険業の継続」と、第3条第1項中「計算書類を承認する」とあるのは「業務報告書の提出期限の3週間前までに」と、同条第4項中「監査役（委員会設置会社にあっては、監査委員会の指定した監査委員。以下同じ。）および会計監査人へ監査を受けるべき計算書類が提出された後、意見書および附属報告書の内容が確定した後」とあるのは「意見書を日本における代表者に提出した後、」と、第10条第1項第1号中「法第4条第2項第4号の保険料及び責任準備金の算出方法書」とあるのは「法第187条第3項第4号の日本において締結する保険契約に係る保険料及び責任準備金の算出方法書」と、第19条第1項中「剩余金の処分として支出する額（規則第86条第1項第1号において純資産の部の合計額から控除する剩余金の処分として支出する金額をいう。）」とあるのは「翌年度の本店への送金予定額（告示第1条第4項第4号において日本における保険業の貸借対照表上の持込資本金及び剩余金から控除する翌年度の本店への送金予定額をいう。）」と読み替える。</p> <p>6. 第3条第4項および第4条中「会計監査人」とは、会社法監査の適用を受けない外国保険会社の支店等における本国の会計監査人や、会計監査人の委託を受けたコンサルティング・アクチュアリー等を含む。</p>

(第2章 責任準備金に関する確認)

項目	実務基準
第7条（確認の目的）	基準年度（基準日（確認を行う事業年度末をいう。以下同じ。）が含まれる事業年度をいう。以下同じ。）の責任準備金の積立額が、法令等に従って健全な保険数理に基づいて算出されていることを確認することを目的とする。
第8条（責任準備金の定義）	責任準備金とは、法第116条および規則第70条に基づく保険契約準備金である。
第9条（確認の内容）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保険計理人は、法第121条第1項第1号の規定に基づき、規則第81条に定める保険契約に係る責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられていることを確認しなければならない。 2. 前項の確認は、規則第80条の規定に基づき、次の各号に定める基準により行わなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> ① 基準年度の責任準備金が、規則第70条第1項、第2項および第4項に規定するところにより、適正に積み立てられていること。 ② 基準年度の責任準備金が、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められない水準であること。
第10条（確認の手続き）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 前条第2項第1号の確認は、次の各号のとおり行わなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> ① 基準年度の責任準備金が、普通責任準備金、異常危険準備金、危険準備金、払戻積立金および契約者配当準備金の区分に応じて、法第4条第2項第4号の保険料及び責任準備金の算出方法書に記載された方法に従って計算され、積み立てられていること。 ② 保険料積立金および払戻積立金については、以下のとおり積み立てられていること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 法第116条第2項に規定する責任準備金（以下「標準責任準備金」という。）の適用対象となる保険契約のうち、金融庁長官の認可に基づき標準責任準備金に従うこととしている保険契約については、積み立てられた責任準備金が標準責任準備金を下回っていないこと。 ロ イに掲げる以外の保険契約については、金融庁長官への届出または金融庁長官の認可（以下「金融庁長官の認可等」という。）に基づく責任準備金を下回っていないこと。（特別勘定を設けた保険契約に係る保険料積立金については、特別勘定における収支の残高を積み立てていること。） ③ 危険準備金については、予定利率リスクに備える危険準備金Ⅱと第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金Ⅳに区分して積み立てられていること。 2. 前項第2号ロに該当する保険契約のうち、規則第70条第2項第4号の規定により標準責任準備金を積み立てないととした保険契約については、基準日における責任準備金と標準責任準備金との差額その他について確認しなければならない。なお、確認にあたっては、標準責任準備金・平準純保険料式責任準備金の積み立てに向け、計画的な積み増しが行われているかにも留意すること。

項目	実務基準
	<p>3. 前2項の標準責任準備金は、平成8年大蔵省告示第48号（次項において告示という。）に基づき計算した責任準備金とする。</p> <p>4. 標準責任準備金の計算に用いる将来の保険料については、原則として、その保険契約の営業保険料と、告示に定める予定死亡率および予定利率を用いて計算した平準純保険料のいずれか小さい方とする。</p> <p>5. 保険計理人は、再保険に係る責任準備金の不積立（再保険控除）については、規則第71条に従って適正に計算され、保険金などの支払能力が確保されていることを確認しなければならない。</p>

(第3章 契約者配当に関する確認)

項目	実務基準
第11条（確認の目的）	基準年度において、契約者配当の分配が公正・衡平に実施されているかを確認することを目的とする。
第12条（契約者配当の定義）	契約者配当とは、法第114条に基づき、保険契約者に対して行われる保険約款で定められた収益の分配である。
第13条（確認の内容）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保険計理人は、法第121条第1項第2号の規定に基づき、契約者配当が公正かつ衡平に行われていることを確認しなければならない。 2. 前項に定められた確認を行うため、規則第80条の規定に基づき、契約者配当が規則第62条に規定するところにより適正に行われていることを確認しなければならない。
第14条（確認の手続き）	<p>前条の確認は、次の各号のとおり行わなければならない。なお、この確認手続きは、積立保険の利差配当など、法令等およびこれを踏まえて定められた基礎書類（法第4条第2項各号に掲げる書類をいう。以下同じ。）の規定等に従って契約者配当の算出および保険契約者への分配が行われているときのものを示している。この確認手続きによることが適当でないと保険計理人が判断する場合は、法令等およびこの基準の趣旨を考慮し、妥当な方法により、前条の確認を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 契約者配当の算出の基礎となる運用成果が、基礎書類の規定に従って適正に把握されていること。 ② 運用成果の保険契約者別配分が、予定利率、保険料払込方法および保険期間などの違いに応じて、合理的かつ継続的に行われ、契約者配当利回り等に適切に反映されていること。 ③ 契約者配当の算出の基礎となる諸数値が、基礎書類に定められた計数、および前号で確認した契約者配当利回り等と一致していること。
第15条（留意事項）	<p>保険計理人は、第13条の確認を行うにあたり、次の各号に定める事項に留意する必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 経済環境（市中金利、インフレーションなど）との関係（経済環境から保険契約者が期待するところを含む。） ② 契約者配当に係る方針が定められている場合は、その内容 ③ 契約者配当の算出の基礎となる運用成果と予定基礎率の関係 ④ 前年度の契約者配当との関係（第1号にも留意するものとする。）

(第4章 財産の状況に関する確認)

項目	実務基準
第16条（確認の目的）	財産の状況が、保険業の継続およびその業務の健全な運営の観点から適正な水準にあるかどうかを判断することを目的とする。
第17条（確認の内容）	<p>1. 保険計理人は、規則第79条の2第1号の規定に基づき、財産の状況に関して、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業継続に関する確認 将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、保険業の継続が困難であるかどうか。 ② ソルベンシーに関する確認 保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であるかどうか。 <p>2. 前項第1号に定められた確認を行うため、次条に定める手続きにより、将来の時点における実質純資産の額（次の各号の合計額とする。以下同じ。）として合理的な予測に基づき算定される額が、保険業の継続の観点から適正な水準を満たしていることを確認しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 資産（法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条第2項に定める貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額）から負債（同項に定める貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額）を控除した額 ② 負債性資本調達手段等の額（告示（平成8年大蔵省告示第50号をいう。以下、この章において同じ。）第1条第4項第5号に掲げる額をいう。） ③ 外国保険会社等にあっては、法第190条第3項に定める契約金額および告示第1条第4項第4号に定める持込資本金等の額（第1号に含まれないものに限る。） <p>3. 第1項第2号に定められた確認を行うため、規則第80条の規定に基づき、保険金等の支払能力の充実の状況について、法第130条ならびに規則第86条および第87条の規定に照らして適正であることを確認しなければならない。</p>
第18条（事業継続に関する確認の手続き）	<p>1. 前条第2項の確認は、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額の合計額が、第3号に掲げる額を下回らないことを確認することにより行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 基準日の実質純資産の額 ② 基準年度の翌年度の収支の額 ③ リスク相当額 <p>2. 前項第1号の基準日の実質純資産の額の計算にあたっては、前条第2項第2号の額は、基準年度の翌年度末における額として計算するものとし、同項第2号の額（告示第1条第6項に定める特定負債性資本調達手段を除く。）と第3号の額の合計額は、前項第3号の額を上回らないものとする。</p>

項目	実務基準
	<p>3. 第1項第2号の基準年度の翌年度の収支の額は、次条のとおり予測するものとする。</p> <p>4. 第1項第3号のリスク相当額は、基準日における次の各号に掲げる額を、告示別表第18の算式を準用して合計した額とする。</p> <p>① 規則第87条第1号に定める保険リスクに対応する額</p> <p>② 規則第87条第3号に定める資産運用リスクに対応する額</p> <p>5. 保険計理人は、保険契約や資産等の特性により、前4項に定める方法により、前条の確認を行うことが適当でないと判断する場合は、この方法によらず、他の合理的で客観性のある方法に基づき、予測することができるが、その場合は、その旨を意見書に記載するとともに、その方法が正当であることを、附属報告書に示さなければならない。</p>
第19条（基準年度の翌年度の収支の額）	<p>1. 前条第1項第2号の基準年度の翌年度の収支の額は、原則として、基準年度の修正経常損益（次項に定める額をいう。以下同じ。）または基準年度を含む過去3年間の修正経常損益の平均値に、必要に応じてトレンド等を合理的に織り込んで予測した額から、剩余金の処分として支出する額（規則第86条第1項第1号において純資産の部の合計額から控除する剩余金の処分として支出する金額をいう。）を控除した額とする。</p> <p>2. 修正経常損益は、経常損益から、次の各号に掲げる額を控除した額とする。</p> <p>① 売買目的有価証券運用益、有価証券売却益、有価証券償還益、金融派生商品収益、為替差益（資産運用損益に関するものに限る。）および貸倒引当金戻入額の合計額から、売買目的有価証券運用損、有価証券売却損、有価証券評価損、有価証券償還損、金融派生商品費用、為替差損（資産運用損益に関するものに限る。）、貸倒引当金繰入額および貸倒損失の合計額を控除した額</p> <p>② 異常危険準備金（地震に関する法律施行規則第7条第1項に定める危険準備金を含む。）および危険準備金にかかる責任準備金戻入額から責任準備金繰入額を控除した額</p> <p>③ その他基準年度の翌年度の収支の額を予測するにあたって、控除することが適當と考えられる損益の額（収益から損失を控除した額とする。）</p> <p>3. 前項第3号の損益は、次の各号に掲げるもののうち、保険計理人が必要と判断したものとする。</p> <p>① 自然災害、大口損害等、前条第3号の基準年度の翌年度のリスク相当額の計算において考慮されている通常の予測を超える危険に対応する損失</p> <p>② 会計制度の変更、保険契約準備金の見積方法、前提の変更等、翌年度以降経常的に発生が見込まれない損益</p>
第20条（事業継続困難となる場合の手続き）	<p>1. 事業継続に関する確認において、第18条第1項第1号に掲げる額と同項第2号に掲げる額の合計額が、同項第3号に掲げる額に不足する（この不足額を「事業継続基準不足相当額」という。以下同じ。）場合は、その旨を意見書に記載しなければならない。ただし、満期保有目的の債券および責任準備金対応債券の含み損を算入しないものとした場合に事業継続基準不足相当額が解消されるときは、流動性資産の確保を条件に事業継続困難とはならない旨を、併</p>

項目	実務基準
	<p>せて意見書に記載することができる。</p> <p>2. 事業継続に関する確認の結果、事業継続基準不足相当額が発生した場合において、保険計理人は、次の各号に掲げる経営政策の変更により、事業継続基準不足相当額を解消できることを、意見書に示すことができる。ただし、これらの経営政策の変更は、ただちに行われるものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保有・出再方針の見直し ② 資産運用方針（ポートフォリオ）の見直し ③ 一部または全部の保険商品の販売方針や引受基準の変更（売り止めを含む。） ④ 今後締結する保険契約の商品内容や価格の改定 ⑤ 実現可能と判断できる事業費の抑制 ⑥ 一部または全部の保険商品の契約者配当の引き下げ <p>3. 前項に従い、経営政策の変更により、事業継続基準不足相当額を解消できることを、意見書に示す場合、意見書には、具体的な経営政策の変更の内容を記載するとともに、附属報告書に、その経営政策の変更を実現することにより、事業継続基準不足相当額を解消できることを示さなければならない。また、翌事業年度の意見書に、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 経営政策の変更が実現されたかどうか。 ② 経営政策の変更の一部または全部が実現されなかった場合、その原因は何か。 ③ 経営政策の変更の一部または全部が実現されなかった場合、これらの経営政策の変更について、今後、どのように対応するか。 <p>4. 保険計理人は、事業継続基準不足相当額について、その他必要なことがあれば、意見書または附属報告書に記載しなければならない。</p>
第21条（ソルベンシーに関する確認の手続き）	<p>1. 第17条第3項の確認は、次の各号を踏まえたうえで、ソルベンシー・マージン比率（平成11年金融監督庁・大蔵省告示第3号に定める算式により得られる比率をいう。以下同じ。）が、200%以上であることを確認することにより行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 法第130条第1号に掲げる額（ソルベンシー・マージン総額）が、規則第86条の規定に照らして適正であること ② 法第130条第2号に掲げる額（リスクの合計額）が、規則第87条の規定に照らして適正であること <p>2. 前項第1号の確認は、次の各号に掲げる額が、担当部門から報告された数値を誤謬なく参照して、規則第86条ならびに告示第1条および第1条の2に定めるところにより計算されていることを確認することにより行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 規則第86条第1項第1号に定める資本金又は基金等の額 ② 同項第2号に定める価格変動準備金の額

項目	実務基準
	<p>③ 同項第3号に定める危険準備金の額 ④ 同項第3号の2に定める異常危険準備金の額 ⑤ 同項第4号に定める一般貸倒引当金の額 ⑥ 同項第5号に定める額（その他有価証券の評価差額） ⑦ 同項第6号に定める額（土地の含み損益） ⑧ 告示第1条第4項第1号に定める保険料積立金等余剰部分 ⑨ 同項第2号に定める配当準備金未割当部分 ⑩ 同項第3号に定める税効果相当額 ⑪ 同項第4号に定める持込資本金等 ⑫ 同項第5号に定める負債性資本調達手段等 ⑬ 同第1条の2に定める控除額（意図的保有の額） ⑭ 規則第86条第1項に定める繰延税金資産の不算入額</p> <p>3. 第1項第2号の確認は、次の各号に掲げる額が、担当部門から報告された数値を誤謬なく参照して、規則第87条ならびに告示第2条および第3条に定めるところにより計算されていることを確認することにより行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 規則第87条第1号に定める保険リスクに対応する額 ② 同条第1号の2に定める第三分野保険の保険リスクに対応する額 ③ 同条第2号に定める予定利率リスクに対応する額 ④ 同条第2号の2に定める最低保証リスクに対応する額 ⑤ 同条第3号に定める資産運用リスクに対応する額 ⑥ 同条第4号に定める経営管理リスクに対応する額 ⑦ 告示第3条に定める額（リスクの合計額） <p>4. 第2項第8号の計算において、告示第1条第4項第1号口（3）に定める額は、原則として、事業継続基準不足相当額とする。</p> <p>5. 前2項の確認を踏まえ、ソルベンシー・マージン比率が、200%未満である場合には、その旨を意見書に記載しなければならない。</p> <p>6. 保険計理人は、ソルベンシーに関する確認において、その他保険数理に関する事項があれば、附属報告書に記載することができる。</p>

項目	実務基準
第22条（留意事項）	<p>1. 事業継続に関する確認にあたっては、第9条第2項第2号の確認結果に留意するものとする。</p> <p>2. 第19条第1項の基準年度の翌年度の収支の予測にあたっては、基準日までに実施された経営政策の変更（実施が決定されたものを含む。）の影響に留意するものとする。</p> <p>3. 前条第2項第1号、第2号、第10号および第11号の確認にあたっては、計算書類の数値との整合性に留意するものとする。</p> <p>4. 前条第2項第3号および第4号ならびに同条第3項第2号の確認にあたっては、第10条において確認した額との整合性に留意するものとする。</p> <p>5. 保険計理人は、事業継続に関する確認の結果が、過去の確認の結果と著しく相違する場合は、その原因を附属報告書に記載しなければならない。</p>

(第5章 I B N R備金に関する確認)

項目	実務基準
第23条（確認の目的）	基準年度の支払備金（普通支払備金およびI B N R備金）の積立額が、すでに発生している保険契約上の支払義務に基づく現時点での合理的な予測による将来の保険金等（保険金、返戻金その他の給付金をいう。以下同じ。）の支払を履行できる水準にあるかどうかを判断することを目的とする。
第24条（支払備金の定義）	<p>1. 支払備金とは、法第117条および規則第72条に基づき、保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金等およびまだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等で、保険金等の支出として計上していないもののために積み立てる保険契約準備金である。</p> <p>2. 支払備金は、次の各号からなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 普通支払備金 規則第73条第1項第1号に規定する保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金等（当該支払義務に係る訴訟が係属しているものを含む。）に係る支払備金 ② I B N R備金 規則第73条第1項第2号に規定するまだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等に係る支払備金 <p>3. 保険契約が再保険に付されている場合は、規則第73条第3項の規定に従い、再保険が付された部分に相当する支払備金を積み立てないことができる。</p>
第25条（確認の内容）	<p>1. 保険計理人は、規則第79条の2第2号の規定に基づき、規則第76条各号に掲げる保険契約を除く保険契約に係るI B N R備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられていることを確認しなければならない。</p> <p>2. 前項に定められた確認を行うため、規則第80条の規定に基づき、前項の保険契約に係るI B N R備金が、規則第73条に規定するところにより、適正に積み立てられていることを確認しなければならない。</p>
第26条（確認の手続き）	<p>保険計理人は、前条に定められた確認を行うため、次の各号に定める事項を確認しなければならない。</p> <p>① データ選択の適切性 I B N R備金の見積りに用いるデータが、次に定める事項に留意して選択されていること。 イ データが可能な限り最新な状態であるかを含めて目的に適合していること。 ロ 観測期間や必要項目について妥当性および包括性を満たしていること。 ハ 前回の見積りに使用したデータとの整合性が保たれていること。 ニ 統計を搅乱させるおそれのあるデータの補整が可能であること。</p>

項目	実務基準
	<p>② 見積り方法の適切性</p> <p>I B N R 備金の見積りに用いる方法が、次に定める事項を満たしていること。</p> <p>イ 保険金支払等の特性や入手可能データ等を勘案し、データの同質性と統計的信頼性のバランスに留意した計算単位（告示（平成10年大蔵省告示第234号をいう。以下この章および第32条において同じ。）第2条第1項に定める計算単位をいう。以下この章および第32条において同じ。）の設定が行われていること。</p> <p>ロ 見積り方法の選択が、告示第2条第2項および第3項の規定に従い適切に行われていること。同条第2項または第3項のただし書きを適用する場合は、合理的かつ妥当な理由によっていること。また、統計的な見積り方法により計算する場合には、見積り方法の選択が、チェインラダー法、ボーンヒュッター・ファーガソン法等の統計的モデルの中から計算単位の特性や入手可能なデータ等に応じて行われていること。</p> <p>ハ 統計的な見積り方法により計算する場合において、見積りの前提条件の選択が、モデルや実績データの分析を考慮したうえで、内的・外的な環境変化に留意して行われていること。また、その前提条件に従い、データや見積り結果が適切に修正されていること。</p> <p>③ 前期のI B N R 備金との整合性</p> <p>見積り結果が、普通支払備金の積立額やその間のリスクの変化の状況等に照らし、基準年度の前期のI B N R 備金と整合的であること。また、大きな差異がある場合は、その要因が分析されていること。</p> <p>④ その他保険計理人が重要と判断する事項</p>
第27条（留意事項）	<p>保険計理人は、第25条の確認を行うにあたり、次の各号に定める事項に留意するとともに、商品部門や損害調査部門等と十分な連携を行い、確認業務に係る情報の入手に努める必要がある。</p> <p>① I B N R 備金</p> <p>イ 普通支払備金は、基準日までに保険会社が支払事由の発生の報告を受けている保険金等が対象となるが、報告の遅れや支払事由の発生自体が不確定な保険金等が存在する。基準日以降も、基準年度において認識すべき債務が追加発生するため、その金額を見積り、I B N R 備金として計上する必要がある。また、保険会社が十分な報告を受けていないこと等により、普通支払備金に生じる過不足を補完するものもI B N R 備金として計上する必要がある。</p> <p>ロ I B N R 備金の見積りにあたっては、普通支払備金の洗替えのほか、保険金の回収・追加払、完了事案の再取扱いについても考慮する必要がある。また、統計的な見積り方法により計算する場合には、普通支払備金を含めた支払備金全体の積立水準にも留意する必要がある。</p> <p>ハ 支払事由の発生とは、通常、保険事故の発生をいうが、再保険や賠償責任保険等の中には、請求をもって支払</p>

項目	実務基準
	<p>事由の発生とする保険契約がある。この定義の違いは、支払事由の発生から報告までの期間にも影響するため、I B N R備金の見積りにおいては、保険契約上の規定にも留意するとともに、影響が大きい場合には、計算単位の細分化を検討する必要がある。</p> <p>② データ</p> <p>保険契約の集団またはリスクの変動により、I B N R備金の見積りにおいて、完全に正確・適切でかつ包括的なデータ入手できない場合は、入手可能なデータから、計算結果に大きなゆがみを生じないと判断される範囲で推定または近似を行い、I B N R備金の見積りを行う必要がある。</p> <p>③ モデル</p> <p>イ リスク特性により適合するモデルが異なるため、計算単位の保険契約について、支払事由、その発生の定義および損害額のディベロップメントに関し、ある程度の同質性を確保する必要がある。計算単位のデータの同質性は、類似した性質を持つ保険契約ごとに計算単位を細分化することで改善されることがあるが、計算単位のデータの統計的信頼性は、同質性の向上によってもたらされる一方で、計算単位に含まれる保険事故統計母数の十分な確保によっても向上する。したがって、計算単位の設定（細分化または通算）においては、データの同質性と統計的信頼性のバランスに留意する必要がある。</p> <p>ロ 計算単位に適合するモデルは、入手可能なデータやリスク特性等により異なる。したがって、モデルの選択においては、複数のモデルおよび前提条件を比較検討し、見積り額に対する感応度の違いを分析することが望ましい。</p> <p>ハ 見積り精度向上のため、I B N R備金の見積りに関して、事後的な検証および分析を行うことが望ましい。</p> <p>④ 再保険</p> <p>過去の出再契約の手配状況は毎年異なることがあるため、過去の出再契約の手配状況に大きな変化がない場合、または出再契約による影響が小さい場合のいずれかの場合を除いて、I B N R備金の見積りは、出再控除前のグローバースペースで行ったあと、出再契約による影響を反映させることが望ましい。</p> <p>⑤ I B N R備金の搅乱要因</p> <p>I B N R備金の搅乱要因になりうるものは、次のとおりである。統計分析上の異常値がある場合などは、これらの存在に留意するとともに、大きな影響があると判断するものについて一定の前提条件を置き、適宜・適切にデータまたは見積り結果を修正する必要がある。</p> <p>イ 大口損害等の異常値</p> <p>ロ 集積損害等の低頻度かつ巨額の支払</p>

項目	実務基準
	<p>ハ アスベスト・環境汚染等の潜在的な危険</p> <p>ニ インフレーション・為替レート</p> <p>ホ 新商品・約款・引受基準・保険金査定方法・普通支払備金見積り方法・販売方針・販売経路・再保険スキーム等の内的な変化</p> <p>ヘ 法令・税制・判例・社会慣習等の外的な変化</p>

(第6章 意見書等の記載事項)

項目	実務基準
第28条（総論）	<p>1. 意見書には、規則第82条第1項に定めるところにより、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保険会社の商号または名称および保険計理人の氏名 ② 提出年月日 ③ 規則第81条に定める保険契約に係る責任準備金の積立に関する事項 ④ 契約者配当に関する事項 ⑤ 規則第64条第1項の契約者配当準備金への繰入に関する事項 ⑥ 規則第79条の2の規定に基づく確認に関する事項 ⑦ 前4号に対する保険計理人の意見 <p>2. 保険計理人の意見が前提としている仮定が著しく変化した場合、保険計理人は、記載内容について責任をとり得ない旨、意見書に記載しなければならない。</p> <p>3. データの不足などにより十分な分析ができなかった場合には、保険計理人は、一定の制約のもとで意見を作成した旨、意見書に記載しなければならない。</p>
第29条（責任準備金に関する事項）	<p>1. 意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 意見書の対象となる保険契約 ② 基準年度の責任準備金が、規則第70条に規定するところにより、適正に積み立てられているかどうかの確認結果 ③ 規則第70条第2項第4号の規定により標準責任準備金を積み立てないこととした保険契約については、基準日ににおける責任準備金と標準責任準備金との差額 <p>2. 附属報告書の記載内容は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 概要 確認の対象範囲 確認方法 基準年度の責任準備金の額 基準年度の特記事項 確認結果 審査 ② 第三分野保険に係る負債十分性テストに関する事項 <ul style="list-style-type: none"> イ 確認方法と使用データ テスト実施期間 契約区分 データ内容 データの提供者 入手不可能なデータとその理由 確認に用いた仮定 ロ シナリオ設定とその前提 設定シナリオの内容 シナリオ設定における前提 ハ 確認結果と考察 ③ 責任準備金の適正性および水準の確認に関する事項

項目	実務基準
	<p>イ 確認方法と使用データ 確認方法（責任準備金の水準の確認については、その確認方法を採用した理由を含む。） 分析期間 実施区分 とその理由 データ内容 データの提供者 入手不可能なデータとその理由 実務基準に準拠しない場合はその 内容と理由 その他確認の基礎とした事項 <input type="checkbox"/> 確認結果と考察</p>
第30条（契約者配当に関する事項）	<p>1. 意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 ① 意見書の対象となる保険契約 ② 基準年度の契約者配当が、規則第62条に規定するところにより、適正に行われていることの確認結果および意見 ③ 契約者配当の額の算出が公正かつ衡平に行われていないと判断する場合は、その内容、影響および判断理由</p> <p>2. 附属報告書の記載内容は、次のとおりとする。 ① 概要 確認の対象範囲 確認方法 配当方式と水準 基準年度の特記事項 確認結果 考察 ② 確認方法と使用データ 確認方法 データ内容 データの提供者 入手不可能なデータとその理由 実務基準に準拠しない場合はその内容 と理由 その他確認の基礎とした事項 ③ 確認結果と考察</p>
第31条（財産の状況に関する事項）	<p>1. 意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 ① 事業継続に関する確認の結果に対する意見 ② 事業継続のために対応策を講じることが必要な場合のその対応策 ③ ソルベンシーに関する確認の結果に対する意見</p> <p>2. 附属報告書の記載内容は、次のとおりとする。 ① 事業継続の確認に関する事項 イ 概要 確認の対象範囲 確認方法 基準年度の特記事項 確認結果 考察 ロ 確認方法と使用データ 確認方法 データ内容 データの提供者 入手不可能なデータとその理由 確認に用いた仮定 実務基準に準拠 しない場合はその内容と理由 その他確認の基礎とした事項 ハ 確認結果と考察</p>

項目	実務基準
	<p>② ソルベンシーの確認に関する事項</p> <p>イ 概要 確認の対象範囲 確認方法 基準年度の特記事項 確認結果 考察</p> <p>ロ 確認方法と使用データ</p> <p>ハ 確認結果と考察</p>
第32条（ＩＢＮＲ備金に関する事項）	<p>1. 意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>① 意見書の対象となる保険契約</p> <p>② 基準年度のＩＢＮＲ備金が、規則第73条に規定するところにより、適正に積み立てられていることの確認結果および意見</p> <p>③ 基準年度のＩＢＮＲ備金が適正に積み立てられていないと判断する場合は、その内容、影響および判断理由</p> <p>2. 附属報告書の記載内容は、次のとおりとする。</p> <p>① 概要 確認の対象範囲 確認方法 基準年度のＩＢＮＲ備金の額 基準年度の特記事項 確認結果 考察</p> <p>② 確認方法と使用データ 確認方法 データ内容 データの提供者 入手不可能なデータとその理由 実務基準に準拠しない場合はその内容と理由 その他確認の基礎とした事項</p> <p>③ 計算単位の分類（計算単位を告示第2条第1項各号に分類することをいう。）結果</p> <p>④ 見積り方法等の概要</p> <p>⑤ 確認結果と考察</p>

（附則）

項目	実務基準
附則第1条（適用時期）	<p>1. この実務基準は、平成18年度の決算から適用する。</p> <p>2. 第10条における危険準備金に係る規定は、平成19年度の決算から適用する。</p> <p>3. 平成20年2月の改正は、平成19年度の決算から適用する。</p> <p>4. 平成22年1月の改正は、平成21年度の決算から適用する。</p> <p>5. 平成23年12月の改正は、平成23年度の決算から適用する。</p> <p>6. 平成26年3月の改正は、平成25年度の決算から適用する。</p>